

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年11月22日
【中間会計期間】	第40期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）
【会社名】	総合警備保障株式会社
【英訳名】	SOHGO SECURITY SERVICES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 温
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【電話番号】	(03) 3470-6811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大西 明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【電話番号】	(03) 3470-6811(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 大西 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成16年12月28日に提出いたしました第40期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため本訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移

#### 第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
  - (2) 新株予約権等の状況

#### 第5 経理の状況

##### 1 中間連結財務諸表等

- (1) 中間連結財務諸表

注記事項

(1株当たり情報)

##### 2 中間財務諸表等

- (1) 中間財務諸表

注記事項

(1株当たり情報)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示してあります。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(訂正前)

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
<途中略>					
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	<u>24.28</u>	11.97	<u>79.56</u>	174.99
<途中略>					
(2) 提出会社の経営指標等					
<途中略>					
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	<u>19.18</u>	26.57	<u>62.39</u>	111.26
<途中略>					

(注)

<以下略>

(訂正後)

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
<途中略>					
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	<u>24.27</u>	11.97	<u>79.55</u>	174.99
<途中略>					
(2) 提出会社の経営指標等					
<途中略>					
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	<u>19.17</u>	26.57	<u>62.38</u>	111.26
<途中略>					

(注)

<以下略>

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (2)【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権の状況  
(平成12年8月22日臨時株主総会決議)

(訂正前)

<前略>

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額（総額）は、臨時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 既に権利行使された新株予約権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株予約権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

(訂正後)

<前略>

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額（総額）は、臨時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 既に権利行使された新株引受権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株引受権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

② 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権の状況

(平成13年6月28日定時株主総会決議)

(訂正前)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<u>767,000</u>	<u>761,400</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>1,059,994,000</u>	<u>1,052,254,800</u>
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成20年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,382 資本組入額 691	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年10月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 既に権利行使された新株予約権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株予約権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

(訂正後)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<u>728,000</u>	<u>722,400</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<u>1,006,096,000</u>	<u>998,356,800</u>
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成20年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,382 資本組入額 691	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年10月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、次の新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(1) 既に権利行使された新株引受権

(2) 「新株引受権付与契約」の権利行使条件により権利を喪失した者の新株引受権

3. 平成14年8月1日付で、株式1株につき13株の分割を致しました。新株予約権の目的となる株式の数は、当該分割後の数で表示しております。

③ 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況  
 (平成14年6月27日定時株主総会決議)

(訂正前)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,860	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	404,404,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,414 資本組入額 707	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>譲渡は認めない</u>	同左

(注) <以下略>

(訂正後)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,860	<u>2,730</u>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,000	<u>273,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	404,404,000	<u>386,022,000</u>
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,414 資本組入額 707	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>譲渡又は担保に供することは認めない</u>	同左

(注) <以下略>

④ 商法第280条ノ20及び商法第280ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成15年6月27日定時株主総会決議)

(訂正前)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,350	4,340
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435,000	434,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	582,030,000	580,692,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,338 資本組入額 669	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成15年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成15年11月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、執行役員及び従業員との間で締結される「新株予約権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、「新株予約権付与契約」の権利行使条件及び権利喪失事由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

(訂正後)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,270	4,230
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	427,000	423,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	571,326,000	565,974,000
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,338 資本組入額 669	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡又は担保に供することは認めない	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件につきましては、平成15年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成15年11月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結される「新株予約権付与契約」に定められております。

2. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会決議における新株発行予定数及び行使予定払込金額から、「新株予約権付与契約」の権利行使条件及び権利喪失事由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額を減じております。

## 第5【経理の状況】

### 1【中間連結財務諸表等】

#### (1)【中間連結財務諸表】

注記事項

(1株当たり情報)

(訂正前)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 1,030.29円	1株当たり純資産額 1,175.82円	1株当たり純資産額 1,188.65円
1株当たり中間純利益金額 24.32円	1株当たり中間純利益金額 11.97円	1株当たり当期純利益金額 175.11円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 <u>24.28円</u>	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11.97円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 174.99円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	2,412	1,175	17,752
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	△28	△26	177
(うち利益処分による役員賞与金)	(一)	(一)	(205)
(うち持分法適用会社の前期利益処分による役員賞与金のうち提出会社の負担すべき金額)	(△28)	(△26)	(△28)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	2,440	1,202	17,575
期中平均株式数(千株)	<u>100,376</u>	100,404	100,372
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	<u>163</u>	<u>49</u>	<u>69</u>
(うち新株予約権(新株引受権を含む。))	<u>(163)</u>	<u>(49)</u>	<u>(69)</u>
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数2,860個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの)商法第280条ノ20の規定に基づく特別決議による新株予約権	新株予約権2種類(新株予約権の数9,680個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの4,680個及び平成15年6月27日定時株主総会決議によるもの5,000個)商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

(訂正後)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 1,030.29円	1株当たり純資産額 1,175.82円	1株当たり純資産額 1,188.65円
1株当たり中間純利益金額 24.32円	1株当たり中間純利益金額 11.97円	1株当たり当期純利益金額 175.11円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 <u>24.27円</u>	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11.97円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 174.99円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	2,412	1,175	17,752
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	△28	△26	177
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(205)
(うち持分法適用会社の前期利益処分による役員賞与金のうち提出会社の負担すべき金額)	(△28)	(△26)	(△28)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	2,440	1,202	17,575
期中平均株式数(千株)	<u>100,361</u>	100,404	100,372
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	-	-
普通株式増加数(千株)	<u>187</u>	<u>48</u>	<u>67</u>
(うち新株予約権(新株引受権を含む。))	<u>(187)</u>	<u>(48)</u>	<u>(67)</u>
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数2,860個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの)商法第280条ノ20の規定に基づく特別決議による新株予約権	新株予約権2種類(新株予約権の数10,050個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの5,070個及び平成15年6月27日定時株主総会決議によるもの4,980個)商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

注記事項

(1株当たり情報)

(訂正前)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 763.88円	1株当たり純資産額 865.39円	1株当たり純資産額 863.17円
1株当たり中間純利益金額 19.21円	1株当たり中間純利益金額 26.58円	1株当たり当期純利益金額 111.33円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 <u>19.18円</u>	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 26.57円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 111.26円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	1,927	2,669	11,186
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	10
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(10)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,927	2,669	11,176
期中平均株式数(千株)	100,375	100,418	100,385
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	<u>163</u>	<u>49</u>	<u>69</u>
(うち新株予約権(新株引受権を含む。))	<u>(163)</u>	<u>(49)</u>	<u>(69)</u>
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数2,860個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの)商法第280条ノ20の規定に基づく特別決議による新株予約権	新株予約権2種類(新株予約権の数9,680個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの4,680個及び平成15年6月27日定時株主総会決議によるもの5,000個)商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

(訂正後)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 763.88円	1株当たり純資産額 865.39円	1株当たり純資産額 863.17円
1株当たり中間純利益金額 19.21円	1株当たり中間純利益金額 26.58円	1株当たり当期純利益金額 111.33円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 <u>19.17円</u>	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 26.57円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 111.26円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	1,927	2,669	11,186
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	10
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(10)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,927	2,669	11,176
期中平均株式数(千株)	100,375	100,418	100,385
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	<u>187</u>	<u>48</u>	<u>67</u>
(うち新株予約権(新株引受権を含む。))	<u>(187)</u>	<u>(48)</u>	<u>(67)</u>
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数2,860個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの)商法第280条ノ20の規定に基づく特別決議による新株予約権	新株予約権2種類(新株予約権の数10,050個)(平成14年6月27日定時株主総会決議によるもの5,070個及び平成15年6月27日定時株主総会決議によるもの4,980個)商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権